



平成 24 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 東 洋 建 設 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 毛 利 茂 樹  
(コード番号 1890 東証一部・大証一部)  
問 合 せ 先 経 営 管 理 本 部 総 務 部 長 春 口 喜 与 彦  
T E L ( 0 3 ) 6 3 6 1 - 5 4 5 0

株式併合および単元株式数の変更ならびに発行可能株式総数の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 90 回定時株主総会に、株式併合および単元株式数の変更ならびに発行可能株式総数の変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

## 記

### 1. 株式の併合

#### (1) 株式併合の目的

当社は、平成 24 年 1 月に第二回優先株式の普通株式への転換が完了したことに伴い、全ての優先株式が普通株式へ転換されたため、平成 24 年 3 月 31 日現在の普通株式の発行済株式総数が 400,355,919 株となっております。今般、発行済株式総数を適正化し、より安定した経営を継続するための資本政策として、株式を併合するとともに、単元株式数の変更を併せて実施することといたしました。

これにより、時価総額に比べて発行済株式総数が多いという課題が解消され、ひいては適正な株価形成に寄与するものと考えます。また配当への機動性が増すとともに、1 株あたりの諸指標(利益・配当等)や株価について他社との比較が容易になり、当社の状況に対するご理解をより深めていただけるものと考えております。

この株式の併合は、単元株式数の変更と一体的に行うことにより、既存株主様の議決権等の権利や市場での売買の利便性が損なわれることがないよう最大限の配慮をいたしました。

#### (2) 株式併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合比率 5 株を 1 株の割合で併合いたします。
- ③ 減少株式数

発行済株式総数 (平成 24 年 3 月 31 日現在)	400,355,919 株
併合による減少株式数	320,284,736 株
併合後の発行済株式数	80,071,183 株

#### ④ 株式併合により減少する株主数

平成 24 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿を前提とした、株主構成の割合

保有株式数	株主数(割合)	所有株式株(割合)
5 株未満	210 名 ( 0.69%)	282 株 ( 0.00%)
5 株以上	30,332 名 (99.31%)	400,355,637 株 (99.99%)

- (3) 1株未満の端数が生じた場合の対応等  
 株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合は、その株式について一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数に応じて交付いたします。  
 また、当社の単元未満株式を有する株主の皆様は、会社法第192条および第193条ならびに当社株式取扱規程の定めるところにより、その単元未満株式を買取することを当社に請求することができます。
- (4) 株式併合の日程  
 取締役会決議日 平成24年5月21日  
 定時株主総会決議日 平成24年6月28日（予定）  
 株式併合の効力発生日 平成24年10月1日（予定）
- (5) 株式併合の条件  
 平成24年6月28日開催予定の第90回定時株主総会において、本株式併合に関する議案および単元株式数の変更等の定款一部変更議案が承認可決されることを条件といたします。

## 2. 単元株式数の変更

- (1) 単元株式数の変更の理由  
 全国の証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場企業の売買単子を最終的に100株に集約することを目指しております。当社は、上場企業として行動計画の趣旨を尊重し、当社株式の売買単子を100株に変更するため、普通株式の単元株式数の変更を行うものです。
- (2) 単元株式数の変更の内容  
 普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。
- (3) 単元株式数の変更の日程  
 取締役会決議日 平成24年5月21日  
 定時株主総会決議日 平成24年6月28日（予定）  
 単元株式数変更の効力発生日 平成24年10月1日（予定）  
 （ご参考）当社が上場する株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所の定めにより、当社株式の売買単子は、株式併合の効力発生日の3営業日前の日（平成24年9月26日）以降、株式併合の効力発生後の単元株式数（100株）に変更される予定です。
- (4) 単元株式数の変更の条件  
 平成24年6月28日開催予定の第90回定時株主総会において、本単元株式数の変更等に係る定款一部変更議案および株式併合に関する議案が承認可決され、同株式併合の効力が生じることを条件といたします。

## 3. 発行可能株式総数の変更

- (1) 発行可能株式総数の変更の理由  
 株式の併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るために変更するものです。
- (2) 発行可能株式総数の変更の内容  
 発行可能株式総数  
 変更前 5億7千万株  
 変更後 3億2千万株

(3) 発行可能株式総数の変更の日程

取締役会決議日	平成 24 年 5 月 21 日
定時株主総会決議日	平成 24 年 6 月 28 日 (予定)
発行可能株式総数の変更の効力発生日	平成 24 年 10 月 1 日 (予定)

(4) 発行可能株式総数の変更の条件

平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 90 回定時株主総会において、本発行可能株式総数等の変更に係る定款一部変更議案および株式併合に関する議案が承認可決され、同株式併合の効力が生じることを条件といたします。

以 上